

平成29年9月13日

消費者庁消費者制度課 御中

消費者契約法の見直しに関する意見書

- 【1】消費者契約法の見直しに関する意見
- 【2】京都司法書士会
- 【3】司法書士
- 【4】京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目232番地の1
- 【5】075-241-2666（代表）
- 【6】JDY07437@nifty.ne.jp（担当事務局 河島）
- 【7】以下のとおり

【7】意見の要旨

1 法第3条第1項関係

- (1) 規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、条項作成者（使用者）不利の原則についても規定すべきである。
- (2) 規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、知識及び経験に加え、年齢も考慮すべき対象に追加すべきである。

2 法第4条第2項関係

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、利益事実の告知の内容が具体的で不実告知と同様に考えることができる場合には、事業者が故意がなくとも取消を可能とすること、及び、不利益事実の不告知の程度が故意の事実不告知と同様に考えることができる場合には、先行行為がなくとも取消を可能とするような規定を盛り込むべきである。

3 法第4条第3項関係

- (1) 規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、要件として「強調して」を不要とするべきである。
- (2) 規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。
- (3) 規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。
- (4) 規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、「強引に」という要件は不要と考える。

4 不当条項の類型の追加関係

- (1) 規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。
- (2) 規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、「事業者のみに契約の解釈権限及び契約の主たる内容を決定、変更する権限を与える条項」自体を無効とするような改正を行うべきである。

5 法第9条第1号関係

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、平均的損害の立証責任を事業者を負担させる旨の規定を盛り込むこと、本規定を盛り込むことが困難な場合は、事業者が平均的損害の根拠を消費者に開示する旨の規定を盛り込むべきである。

6 その他

- (1) 3 (1) (2) のような合理的な判断ができない事情を利用して契

約を締結させる類型に，消費者の判断力の不足等を不当に利用して契約を締結する行為を追加すべきである。

- (2) いわゆる「サルベージ条項」が消費者契約法10条に違反する無効なものであるとの規定を盛り込むべきである。
- (3) 軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項を無効とする規定を盛り込むべきである。
- (4) 法第9条第1号の平均的損害に，逸失利益が原則として含まれない旨の規定を盛り込むべきである。

第1 「1 法第3条第1項関係（1）」について

1 意見の趣旨

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、条項作成者（使用者）不利の原則についても規定すべきである。

2 意見の理由

規定案は、現行法よりさらに、契約条項の平易明確化を事業者に求める内容となっており、改正法に盛り込むことに賛成する。

しかしながら、現行法3条で規定されている契約条項の明確化・平易化は事業者の努力義務に過ぎず、違反の場合の制裁についても何ら規定がない。事業者が作成した契約条項の解釈に疑義が生じた場合、作成者（使用者）不利の原則を採用する裁判例があり¹、これを支持する学説も存在する²。裁判例や学説が作成者（使用者）不利の原則を支持する根拠としては、情報が偏在する当事者間における契約では、契約を締結する相手方に不測の損害を生じさせることは可及的に回避すべきであるという考え方にに基づき、情報提供義務や説明義務をより具体化したものとして契約条項の明確化・平易化義務が信義則上認められることにあるものと考えられる。そうすると、民法に基づく信義則に比べ、事業者と比べて情報力や交渉力に格差がある消費者を保護することを目的とする法に基づく信義則は、消費者保護の性格が強まるものと理解できる。したがって、事業者が改正条文案3条1項で提案する契約条項の明確化・平易化義務に違反したことにより、消費者が条項の内容を判然と理解することができず、複数の解釈を可能とするような事態に陥った場合、当該条項を作成した事業者にとって不利に解釈されることは、民法に基づく信義則よりも消費者保護の性格が強まる法に基づく信義則から導かれる結論として合理的と考えられる。さらにいえば、条項作成者（使用者）不利の原則を明文化することは、事実上、事業者が契約条項を策定する際に契約条項の明確化への対応を強化することにつながり、その結果、本条及び「消費者の

¹ 福井簡判平成元年3月8日消費者法ニュース3号22頁、豊中簡判平成6年3月22日消費者法ニュース20号180頁ほか

² 河上正二編『消費者契約法改正への論点整理－内閣府消費者委員会ワーキングチーム報告書』（信山社）43頁、落合誠一『消費者契約法』（有斐閣）64頁ほか

自主的かつ合理的な選択の機会の確保」(消費者基本法第 2 条) といった消費者政策の基本理念を担保することも期待される。

したがって、消費者契約の条項の内容が不明確である場合の解釈基準として、条項作成者(使用者)不利の原則についても規定すべきである。

第2 「1 法第3条第1項関係(2)」について

1 意見の趣旨

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、知識及び経験に加え、年齢も考慮すべき対象に追加すべきである。

2 意見の理由

規定案は、現行法よりさらに、事業者の情報提供を求める内容となっており、改正法に盛り込むことに賛成する。

一方、高齢者に対する消費者被害が高水準にあるという現状は存在しており³⁴、また、若年者が遭う消費者被害の予防、救済に関しては、今後予定されている成年年齢引下げに伴う民法の改正とも関連して、「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」(平成29年1月)(以下「ワーキング・グループ報告書」という。)でも、消費者契約法に盛り込むべき規定として、消費者の年齢に応じた情報提供に努めるものとすることが記載されている(同報告書8頁)。

なお、「年齢」については、「知識及び経験」と「年齢」とでは考慮要因として重複する側面がある」との指摘があるが(平成29年8月付け消費者契約法専門調査会報告書14頁)、若年層でいえば、例えば、発達心理学、高齢者層でいえば加齢に伴う判断能力の低下といった分野において年齢層に応じた特徴がみられ、これらは、必ずしも「知識及び経験」には重複しない。

以上のとおり、高齢者及び若年者の消費者被害の予防、救済のための規制は急務の課題となっているにも関わらず、事業者が消費者の年齢を考慮すべき旨の規定が盛り込まれなければ、改正内容としては不十分であるから、高齢者及び若年者の消費者被害の予防と救済に資するべく、消費者の知識及び経験に加え、消費者の年齢にも考慮する旨の規定が追加されるべきである。

³ 例えば、平成29年版消費者白書によれば、「この10年間に60歳代後半で1.6倍、70歳代前半で1.3倍、70歳代後半で1.6倍、80歳代前半で1.8倍、85歳以上で2.5倍と、年齢が高い層ほど増加傾向が強く、トラブルの当事者の高年齢化が進んでい」と指摘されており(同白書31頁)、詐欺的な手口に関する相談は依然として高水準にあることが指摘されている(同白書52頁)。

⁴ 国民生活センターの平成29年8月10日付け「2016年度のPIO-NETにみる消費生活相談の概要」をみても、消費生活相談が寄せられた事例の内、契約当事者としての割合は70歳以上が全年代別で最も高くなっている(3頁)

第3 「2 法第4条2項関係」について

1 意見の趣旨

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、利益事実の告知の内容が具体的で不実告知と同様に考えることができる場合には、事業者が故意がなくとも取消を可能とすること、及び、不利益事実の不告知の程度が故意の事実不告知と同様に考えることができる場合には、先行行為がなくとも取消を可能とするような規定を盛り込むべきである。

2 意見の理由

規定案は、現行法よりさらに、消費者の不利益事実の不告知による取消権行使の機会を拡充するものであり、改正法に盛り込むことに賛成する。

しかしながら、平成27年12月付けの消費者契約法専門調査会報告書（以下「平成27年報告書」という。）でも指摘されているように、先行行為における故意要件は、消費生活相談の現場においてあっせん支障となっているという指摘があるところであり、重過失が要件に追加されたところで、どの程度指摘の問題点が解消されるかについては疑問がある。

そこで、平成27年8月付けの消費者契約法専門調査会中間取りまとめ（以下「中間取りまとめ」という。）のとおり、不利益事実の不告知については、告知された利益事実と告知されない不利益事実とが表裏一体で両者が並存し得ないような関係にある場合には、利益事実が告知されたことによって不利益事実が告知されなかったのと同視できるため、事業者の主観を要件とする必要性に乏しいもの（不実告知型）と、不利益事実の不告知の程度が故意の事実不告知と同様に考えることができるもの（不告知型）とに整理し、前者については、故意を要件としない不実告知による取消しと同様に、不利益事実の不告知に故意がなくとも取消しを認めることとし、後者については、特定商取引法の規定と同様に、故意を要件としつつも、先行行為がなくとも取消しを認める形で規定するべきである。

第4 「3 法第4条第3項関係（1）」について

1 意見の趣旨

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、要件として「強調して」を不要とするべきである。

2 意見の理由

平成29年6月に施行された改正消費者契約法に盛り込まれた、過量な内容の契約を対象とした取消権の規定に加え、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるものとして、取消権を行使することができる範囲が拡充されるものであり、改正法に盛り込むことに賛成する。

ただし、消費者が不安を抱いていることを知りながら、正当な理由がなく当該消費者契約の目的となるものが不安の原因を回避するために必要である旨告げることが、そのみで消費者の不安に付け込んだ不当な勧誘行為であり、「強調して」との要件は不要と考える。

第5 「3 法第4条第3項関係(2)」について

1 意見の趣旨

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。

2 意見の理由

平成29年6月に施行された改正消費者契約法に盛り込まれた、過量な内容の契約を対象とした取消権の規定に加え、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるものとして、取消権を行使することができる範囲が拡充されるものであり、改正法に盛り込むことに賛成する。

第6 「3 法第4条第3項関係(3)」について

1 意見の趣旨

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。

2 意見の理由

消費者に心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型として、取消権を行使することができる範囲が拡充されるものであり、改正法に盛り込むことに賛成する。

第7 「3 法第4条第3項関係（4）」について

1 意見の趣旨

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、「強引に」という要件は不要と考える。

2 意見の理由

消費者に心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型として、取消権を行使することができる範囲が拡充されるものであり、改正法に盛り込むことに賛成する。

ただし、当該事業者が当該消費者と契約を締結することを目的とした行為を実施した場合において、当該行為が当該消費者のためにされたものであるために、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしないことによって当該事業者が損失が生じることを正当な理由がないのに告げ、当該消費者契約の締結を求めることは、それのみで消費者に不当な不安を生じさせる勧誘行為であり、「強引に」との要件が付加されると、その基準の不明確さから取消が認められる場面が不当に限定されるおそれがあるため、これらの要件は不要と考える。

第8 「4 不当条項の類型の追加関係（1）」について

1 意見の趣旨

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。

2 意見の理由

成年後見，保佐開始又は補助開始の審判を受けたことを理由に契約解除を事業者に認めることは，成年後見制度の趣旨である当事者の残存能力の活用といった趣旨に反するものであり，また，障害者に対する差別的な取扱いともなりかねず，消費者の利益を一方向的に害する不当な条項であるといえる。したがって，規定案と同旨の規定を改正法に盛り込むことについて賛成する。

第9 「4 不当条項の類型の追加関係（2）」について

1 意見の趣旨

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、「事業者のみに契約の解釈権限及び契約の主たる内容を決定、変更する権限を与える条項」自体を無効とするような改正を行うべきである。

2 意見の理由

規定案自体は、消費者契約法8条及び8条の2の潜脱を可能とするような決定権限付与条項を無効とするものであり、改正法に盛り込むことに賛成する。

しかしながら、規定案以外にも事業者が契約内容の決定権を実質的に与える結果となるような条項は存在しており、これらの中でも特に合理性を見出し難い「事業者のみに契約の解釈権限及び契約の主たる内容を決定、変更する権限を与える条項」については、これを一律に無効とする旨の規定を盛り込むべきである。

第10 「5 法第9条第1号関係」について

1 意見の趣旨

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、平均的損害の立証責任を事業者に負担させる旨の規定を盛り込むこと、本規定を盛り込むことが困難な場合は、事業者に平均的損害の根拠を消費者に開示する旨の規定を盛り込むべきである。

2 意見の理由

規定案は、現行法よりも、消費者が負う平均的損害の立証の負担を軽減するものであり、改正法に盛り込むことに賛成する。

しかしながら、中間取りまとめにおいて「『同種の事業を行う通常の事業者に生ずべき平均的な損害の額』を超えることを立証することも困難である」（34頁）との意見がある通り、規定案にある「事業の内容が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額」についても、消費者が立証することが困難な場合も想定される。特に、新しい種類の事業であった場合は、平均的な損害の額の算定が困難なことも考えられるし、また、同種の事業者全体が高額な損害賠償の予定又は違約金を設定している場合は、規定案が盛り込まれた場合でも消費者の被害救済が実現できない可能性がある。最高裁判所の示した事実上の推定が働く余地があるとしても、一定の限界がある。

そこで、これを立法的に解決する手段として、「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」を超えないことについて事業者が立証責任を負う旨の規定を盛り込むべきである。仮に、そのような規定を盛り込むことが困難であるとしても、当該事業者に生ずべき平均的な損害の額の算定資料は事業者が有しており、これを事業者が消費者に開示することで、消費者の立証負担を軽減することはそれほど困難ではないと考えられることから、事業者に平均的損害の根拠を消費者に開示する旨の規定を盛り込むべきである。

第11 「6 その他(1)」について

1 意見の趣旨

3(1)(2)のような合理的な判断ができない事情を利用して契約を締結させる類型に、消費者の判断力の不足等を不当に利用して契約を締結する行為を追加すべきである。

2 意見の理由

第2のところでも述べたとおり、高齢者及び若年者の消費者被害の予防、救済のための規制は急務の課題となっているといえる。平成29年8月付けの消費者契約法専門調査会報告書6頁では、「判断力の不足等を不当に利用し、不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われる場合等の救済については、重要な課題として、民法の成年年齢の引下げの存否等も踏まえつつ、今後も検討を進めていくことが適当である。」とされているものの、このまま現状の民法の公序良俗等の一般規定のみによる規制では、被害救済には十分とはいえない。現にワーキング・グループ報告書では、「若年成人の知識、経験不足等の合理的な判断をすることができない事情に乗じることにより締結させた、当該若年成人にとって合理性・必要性を欠く消費者契約を取り消すことができる制度を検討することが考えられる。」(同報告書9頁)とされており、民法の公序良俗違反の要件を一部緩和し、消費者契約における高齢者、若年者の判断力の不足等を利用した不当な契約を取り消すことができる旨の規定を盛り込むべきである。

第12 「6 その他(2)」について

1 意見の趣旨

いわゆる「サルベージ条項」が消費者契約法10条に違反する無効なものであるとの規定を盛り込むべきである。

2 意見の理由

ある条項が強行法規に反し全部無効となる場合に、その条項の効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定する趣旨の条項、いわゆるサルベージ条項は、消費者契約法その他の消費者保護法規の規定をないがしろにし、事業者が強行法規に違反しない限度まで権利を拡張し義務を免れる結果となるものであって、不当性が高いといえる。平成26年10月付けの消費者庁「消費者契約法の運用状況に関する検討会報告書」でも「何も言わない相手方に対しては、特約により免責されることとなり、異議のある相手方に対しては、訴訟となり、裁判所が法令の定めからどこまで許されるかを判断してくれる。つまり、事業者は何のリスクも負わず、何も知らない消費者に不当なもの押しつけることを可能にする条項であり、問題がある。」(同報告書69頁)と指摘されており、このような条項が認められてしまえば、裁判所により有効な範囲が判断される結果、事業者が不当条項を是正するインセンティブが働かなくなってしまう。

したがって、サルベージ条項は不当条項として消費者契約法第10条に違反し無効である旨の規定を盛り込むべきである。

第13 「6 その他(3)」について

1 意見の趣旨

軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項を無効とする規定を盛り込むべきである。

2 意見の理由

生命又は身体が重要な法益であることからすると、事業者の軽過失により人身損害を被った被害者の救済を図る要請は強いというべきである。事業者が賠償責任を一部免除することで、事業者にモラル・ハザードが生じることも考えられることから軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項を無効とする規定を盛り込むべきである。

第14 「6 その他(4)」について

1 意見の趣旨

法第9条第1号の平均的損害に、逸失利益が原則として含まれない旨の規定を盛り込むべきである。

2 意見の理由

法第9条第1号の平均的損害に、逸失利益が含まれるか否かは、下級審で結論が分かれている状況にある。

消費者契約法が、消費者と事業者の情報力及び交渉力の格差が存在することを認め、消費者を保護することを趣旨としていることに鑑みれば、平均的損害に逸失利益を含め、民法と同じ範囲の損害賠償を事業者に認める必要は乏しいと考えられる。消費者契約法と同様に消費者保護法としての性格を有し、不特定多数の消費者と多数の同種契約を締結する取引であることが前提とされている特定商取引法や割賦販売法では、履行前解除の場合に逸失利益の賠償を認めない規定（特商10条1項、割販6条1項ほか）が存在し、この結果として特定商取引法10条1項4号の「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」とは、現行法9条1号の平均的損害と同様、同種多数の消費者契約が締結されることを前提にその平均的な費用の範囲までを賠償させる趣旨と読むべきことに鑑みれば、逸失利益を「平均的損害の額」に含めないとする結論は妥当と考える。

また、仮に逸失利益を平均的損害に含めると、事業者に逸失利益を含む高額な損害賠償額の予定又は違約金が認められるおそれがあり、実質的に解除権の行使を否定する結果ともなりうる。

そこで、法第9条第1号の平均的損害には、逸失利益が原則として含まれないものとする旨の規定を盛り込むべきである。